

川崎市心身障害者職場実習室実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は福祉施設や教育機関に在所、在学する心身障害児(者)のうち一般企業における職場実習が困難であり、かつ企業における作業指導や生活指導が必要と認められる者に対して実習の場を提供し、職業能力の育成を図るとともに将来の進路指導に資する評価を行うため、その実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受託者

次条第2項の規定により市から本事業の委託を受けた法人その他の団体をいう。

(2) 実習参加者

第4条に規定する対象者のうち、本事業による実習を受ける者をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は川崎市とする。

2 本事業のその効果的な実施を図るため、適切な事業運営が確保できると認める法人その他団体に事業を委託することができる。

(対象者)

第4条 市内に住所を有する心身障害児(者)で、現に福祉施設又は教育機関に在所若しくは在学中の者で職場実習が必要と認められる者
(事業内容)

第5条 本事業は、次に掲げる業務を実施する

(1) 作業指導

職場生活を営む上で必要な基本的労働習慣と作業技術習得に向けた支援を行う。

(2) 生活指導

社会生活を営む上で必要な基本的生活習慣の習得に向けた指導を行う。

(3) 評価

実習期間中の作業状況に基づき就労意欲、集中力、持続力等の作業能力及び作業態度の評価を行う。

(実施期間)

第6条 実習は1日を単位として実施するものとする

2 実習参加者本人、福祉施設、教育機関その他関係機関の意見を踏まえ、当該実習参加者の状況及び実習内容に応じて定めるものとする。

(実習の申込)

第7条 実習を希望する福祉施設や教育機関は、受託者に申請する。

(実施決定)

第8条 実習の申し出を受けた受託者は、その適否を判断するものとする。

2 受託者は実習を実施することが適当と認めるときは、実習参加者本人及び関係機関と実習時期及びその他必要な事項を調整の上、その実施を決定し、依頼機関へ通知するものとする。

(報告)

第9条 受託者は、当該事業の実施状況について、川崎市心身障害者職場実習室実績報告書(様式第1号)により市長へ報告するものとする。

(経費)

第10条 実習に伴う経費については、川崎市が負担する。

2 食費、交通費その他実習参加者個人に係る費用は、当該実習参加者が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

(様式第1号)

川崎市心身障害者職場実習室実績報告書

年 月 日

川崎市長 殿

「川崎市心身障害者職場実習室実施要綱」に基づく職場実習生受託の実績を報告します。

上半期 下半期 報告	年 月 日～ 年 月 日				実習人員合計		人
実 習 生 の 状 況	所属別	・教育機関 人 ・福祉施設 人					
	年令別	15才	16才	17才	18才	19才	20才以上
		人	人	人	人	人	人
	性 別	男 人	程度別	最重度	重度	中度	軽度
		女 人		人	人	人	人
	実 習 の 内 容	実習期間	1ヶ月以内	1ヶ月 ～2ヶ月	2ヶ月 ～3ヶ月		3ヶ月以上
人			人	人		人	
実習職種							

1日実習者状況		1日実習の内容	
---------	--	---------	--